

# 令和4年2月採用予定

## 長久手市任期付職員（弁護士）

### 採用候補者試験募集要項

#### 1 試験区分・採用予定人員等

試験区分	採用予定人員	受験資格
弁護士	1人	・昭和39年4月2日以降に生まれた人 ・弁護士としての実務経験が3年以上ある人 ・弁護士資格を有し、弁護士名簿に登録されている人又は現在登録されていないが、採用日までに弁護士名簿に登録できる人

- ※1 日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には就くことができません。
- ※2 受験資格などについて不明な点は、事前に人事課人事係にお問い合わせください。

次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する次の人

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 長久手市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

#### 2 任用期間（予定）

令和4年2月1日から令和7年1月31日まで（3年間）

※任用期間は、5年を超えない範囲で更新する場合があります。

#### 3 主な職務内容

- (1) 職員からの即時の法律相談及び相談後の継続的な対応確認
- (2) 職員の法制執務能力向上を目的とした、分野別研修の実施（例 法令、判例等の法律に係る情報の分析方法、不当要求に対する対処方法等）
- (3) 訴訟代理人（顧問弁護士）を要しない軽易事案の指定代理人
- (4) 政策条例の立案
- (5) 議案の作成
- (6) 各課等が作成した条例、規則等の法規審査
- (7) 公平委員会、情報公開審査会及び個人情報保護審査会の事務局
- (8) 選挙事務（公職選挙法の解釈、また、開票時の疑問票の審査）
- (9) 不服申立てに対する処分庁（原課）の相談や弁明書の作成

#### 4 試験の方法

区 分	内 容
第 1 次 試 験	<b>書類選考・論文試験</b> (弁護士として必要な知識及び表現力を見るため、書類選考及び論文試験を行います。)  ～論文テーマ～ 「弁護士として市役所で貢献できること」
第 2 次 試 験	<b>口述試験</b> (主として人物について、個別面接による試験を行います。)

#### 5 試験日時等 (予定)

区 分	日 時	合格発表
第 1 次 試 験	申込時に必要書類と合わせて論文を提出	令和 3 年 1 0 月 7 日 (木) (HPにて合格者の受験番号を公表)
第 2 次 試 験	令和 3 年 1 0 月 2 7 日 (水) (予定)	1 1 月上旬 (郵便にて通知)

※第 2 次試験の詳細は、第 1 次試験合格者に送付する通知でご確認ください。

※試験日程は、受験者数及びその他の事情により、変更する場合があります。

#### 6 第 2 次試験会場 (予定)

- (1) 試験会場 長久手市役所
- (2) 住 所 長久手市岩作城の内 6 0 番地 1

7 受験手続

区 分	内 容
提出書類	<p>① 試験申込書            ② 受験票            ③ 論文試験用紙            ④ 司法修習修了証明書の写し            ⑤ 弁護士名簿登録書の写し（弁護士名簿登録者のみ）</p> <p>ア 試験申込書及び論文試験用紙はA4サイズに印刷し、必ず自書し、原則本人が提出してください。</p> <p>イ 写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm×横3cm）は、3か月以内に撮影した同じものを2枚用意し、職員採用候補者試験申込書および受験票に貼ってください。</p> <p>ウ 論文試験用紙は、2枚以内（800字以内）にまとめて記載してください。</p> <p>エ 提出書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。</p>
申込方法	<p>[持参による申込み]            上記①～④の書類を（弁護士名簿登録者は⑤をあわせて）人事課人事係へ提出してください。</p> <p>[郵送による申込み]            上記①～④の書類を（（弁護士名簿登録者は⑤をあわせて）封筒に入れ、封筒に「受験申込」と朱書きし、人事課人事係まで書留郵便でお送りください。</p> <p>※上記④～⑤の書類で受付期間内に提出できない場合は、ご相談ください。</p> <p>【送付先】            長久手市役所市長公室人事課人事係            〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1            電話 0561-56-0604</p>
受付期間	<p>[持参による申込み]            令和3年9月1日（水）から9月30日（木）まで            受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで            （土・日曜日・祝日は、市役所閉庁のため受付できません。）</p> <p>[郵送による申込み]            令和3年9月1日（水）から9月28日（火）まで            期間内の消印有効</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り郵送での提出をおすすめします。</p>

## 8 給与（令和3年4月現在）

### (1) 初任給の例

役職	給料月額	給与年額 (給料、地域手当及び期末手当の合計)
課長補佐級の場合	472,000円	約820万円
課長級の場合	533,000円	約940万円

※ 役職は、経験年数及び年齢等に応じて決定されます。

### (2) その他諸手当

ア 地域手当 給料月額の10%

イ 期末手当 給料、地域手当等の3.35月分

ウ 通勤手当 自家用車（月額最高31,600円）

公共交通機関（月額最高55,000円）

### (3) 給与は、人事院勧告に準じ、改定されます。

## 9 勤務時間、休日、休暇等

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
休暇等	年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、看護休暇、介護休暇、忌引休暇、病気休暇、育児休業等

## 10 服務

任用期間中は、営利企業等への従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在行っている弁護士業務については、停止（又は制限）していただく必要があります。

### 問合せ先

長久手市役所市長公室人事課人事係

〒480-1196

長久手市岩作城の内60番地1（長久手市役所本庁舎2階⑬窓口）

電話 0561-56-0604（直通）

FAX 0561-63-2100

メール jinji@nagakute.aichi.jp（人事課代表メール）